

# 文教科科学委員会の政策課題

～ 教員免許更新制のよりよい実施を目指して～

文教科科学委員会調査室 せき よしひ こ  
関 喜比古

1. はじめに
2. 制度自体を分析する視点
3. 法案審議過程での問題点
4. 顕在化してきた諸影響
5. 運用面での適正化
6. 円滑な実施に向けての具体案

## 1. はじめに

国民の学校教育に対する信頼は揺らいでいる。とりわけ教員に対する厳しい目は募っている。安倍前内閣はその切り札として、教育再生三法案の一つである「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案」を提出した。他の二法案とともに第166回通常国会の平成19年6月20日に可決・成立し、同月27日に公布された。これにより平成21年度から教員免許が10年間の期限付になる。

更新制の具体的運用については、改正法において「文部科学省令で定める」とされており、中央教育審議会（以下「中教審」という。）の教員養成部会で、今年度末の決定をめどに審議中である。同部会は、10月5日、教員免許更新制等ワーキンググループが同月3日にまとめた「教員免許更新制の運用についての検討経過案」を審議し、了承のうえ公表した。この教員免許更新制は、これからの教育現場に多大な影響を与えていくことは必至なだけに、死角はないか、課題は何かなど、気付いたポイントを整理してみたい。

## 2. 制度自体を分析する視点

### （1）歴史的に見た教員免許の有効期限制限

聖徳大学の牧昌見教授が、平成18年8月25日付けの『内外教育』紙上で明らかにしているように、歴史をたどると明治時代の小学校の教員免許状には、師範学校卒で7年、検定合格者で5年の有効期限が付いていた。

教員免許状に有効期限を設けた理由は、教員の資質向上にあったが、明治20年代には「己ノ便宜ニ依リ退職其他免職失職」という罷免事由に該当する者が60～70%にも達し、有効期限の設定が教員の転・退職を促すと同時に、教員志望者を減少させる一因ともなっていた。また、在職5年未満の小学校正教員が50%にも上るという実情にあった。

一方、当時の弁護士である代言人や医師を始め、中学校、師範学校の教員免許は終身有効であったから、小学校教員の免許にだけ有効期限を付すことは当を得ていないとの主張、

つまり有効期限を撤廃せよとの声が高まり、明治 33 年の小学校令の改正で終身有効化が実現している。

今回の制度変更は、107 年前に時計の針を巻き戻したとも言える。しかも今回は、高校から幼稚園まですべての教員を対象としており、他の専門職の免許制度との整合性も十分に説明されたとは言えないのではないかと。平成 14 年 2 月 21 日の中教審答申では、教員免許更新制は、教員の適格性確保と専門性向上を図る手段としては有効でないと判断し、更新制導入を見送っている。教育基本法改正の動きを受けた、性急な路線変更と受け取る向きもある。こうした見方が出る背景の根本原因は、教員免許更新制の意義・目的が、教員の資質の維持・向上にあると言いながら、不適格教員の排除、管理強化など人事政策の手段の変形と受け止められていることにあるのではなかろうか。

## (2) 諸外国には見られぬ制度

海外で教員免許の更新制を実施しているのは、下表に示すように米国とオーストラリアだけである。市川昭午・国立大学財務・経営センター名誉教授によれば「諸外国において教員免許の更新制を実施しているという話は寡聞にして聞かない。アメリカでは実施しているというが、それは終身有効な上級免許への上進制である場合が多い。」<sup>1</sup>とのことである。また、佐久間亜紀・上越教育大学准教授は「国際的にみても、教員免許の更新制は極めて珍しく、先進国ではアメリカにしかない。多くの国では教員数の確保と身分保障のために、採用時に終身在職権が与えられている。更新制は、アメリカ独自の事情を背景に、十九世紀末から数十年の歳月を経て少しずつ成立・普及した制度なのである。つまり現在の日本で、他の資格制度と整合性が保たれないまま、あまりにも短期間で更新制導入が決定されたことは、世界的にみても未曾有の事態といつてよい。」<sup>2</sup>と警鐘を鳴らしている。

ちなみに、民主党は対案として提出した「教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(参第7号)」の中で、教員免許の取得要件を大学院卒にせよと主張している。しかし、教壇に立つのに修士の学位が求められるフィンランドでは大学の基本学位が修士号であり、修士課程は「学部教育」的な位置付けにあるという。大学卒業者の多くが修士号保持者という中で、同国内の他の職業との比較において、教師が特に高い資格をもっているわけではないとの分析もある<sup>3</sup>。教員免許取得までの就学期間やカリキュラムなどを総合的に比較する視点も重要と考える。大学の基本学位が学士である我が国と単純に比較できるものでもないことを考慮しておく必要がある。

表 教員免許等の国際比較

	日 本	米 国 (州・学区により異なる)	オーストラリア (州・直轄区により異なる)
教員免許状の有効期間	10年間	初任教員に仮免許状授与 5～6年内に一定の勤務や 研修を終えた後、普通免許 状発行	【教員免許制度なし】 1994年までの採用者は終身 雇用、 1995年以降の採用者は任期 制と終身雇用のいずれか

人 事	各 学 校 種 内 での 学年移動、定期人事異動 あり	採用時にひとたび「小3の 教員」になれば、退職する まで毎年小3を教える。 学年交代も教室移動も定期 人事異動もなし	1995年以降、教員人事権限 は教育省から各学校(校長) に委譲されている。
教員研修	初任者研修 10年経験者研修 長期社会体験研修 大学院修学休業	初任者研修	行政研修、インターネット 利用によるオンライン研修 初任者研修
教員になるための 基礎資格	学士	学士(ただし、学士号も免 許も持たない教員が相当数 いる)	学士
教員の構成	校長、副校長、教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭	校長、副校長 一般教員 助手 司書 進路指導教員	校長、教頭 リーダー教員 責任あるベテラン教員 ベテラン教員 ビギナー教員

(出所)『世界の教員養成 欧米オセアニア編』(日本教育大学協会)(平19.9)及び『IDE現代  
の高等教育』472号(平17.7-8)所収の佐久間亜紀「アメリカにおける教育系専門職大学院  
の現状と日本への示唆」を基に作成

### (3) 現職者への適用の根拠

本改正法の施行は、平成21年4月1日であり、以後に取得した教員免許は10年間の有効期限となる。それ以前の教員免許には、本来有効期限がないことから、そのままでは現職教員に適用できない。そこで、窮余の策として、更新対象の現職教員それぞれについて更新講習の修了確認期限を設定し、期限までに修了しなければ免許は失効するとした。これについては、本法は新たな立法による不利益を過去に遡及させてはならないという立法上の基本原則に反していると危惧する意見もある。安倍前総理は、不適格教員の排除を目的とするものではないと答弁しているが<sup>4</sup>、政府と文科省が数年来のいじめや不登校、学力低下などに対する世論の厳しい批判の高まりに耐えかねて、その矛先を110万人の現職教員に向け、責任回避を図ろうとしたと受け取る向きもある。不利益不遡及の原則には抵触しないという運用<sup>5</sup>をするためには、真の意味で、教員の資質向上、学校教育の改善・向上のために資するものであり、最終的に国民の利益に資することとなるとともに、当該教員の人格・人権を十分配慮したものでなければなるまい。

### 3. 法案審議過程での問題点

平成18年暮れの教育基本法改正を受け、その立法精神を具体化するための第一歩として、中教審でのかつてないスピード審議を経て、本改正法案を含む教育再生三法案が提出され、第166回通常国会において可決・成立した。衆議院では、教育再生に関する特別委員会で審議されたが、参議院では、文教科学委員会に付託されている。三法案の国会提出は3月30日であり、審議期間が限られていたことから、三法案と民主党提出の対案等が

7案一括で審議された。審議時間は、衆議院 57 時間 20 分、参議院 54 時間 45 分であった。

民主的な選挙で選ばれた議員によって構成される国会において、審議をつくしたうえで多数決原理を行使するのは、議会制民主主義を採る以上、当然のことであろうし、そのことに異議を唱えるつもりはない。しかし、ことが「国家百年の計」である教育の根幹部分となると、やはり慎重な取扱いが求められるのではないか。教育制度の枠組みを決めるのに、質疑終局が採決で決せられたのは残念であり、今後の本制度の円満な運営において必ずしも好ましいこととは思われない。採決時の怒号飛び交う混乱場面は、マスコミを通じて多くの国民や子どもたちの目に飛び込んでいる。大人の世界に無関心を装いながらも、子どもたちは自分がかかわることは、しっかりチェックしていることを忘れてはならない。現場の教師たちなら、皮膚感覚でそれを知っている。

教育評論家で法政大学教授の尾木直樹氏のように「教育分野は、間違っていたとわかるまで 20、30 年はかかってしまう。今ならまだ間に合う。教育の分野で強行突破は絶対にあってはいけない。むちゃをして通したものはすべて見直す。思想の違いなんて低レベルな話じゃない。教育が駄目になると、国が駄目になる。国家が滅びるんです。」<sup>6</sup>として、教育基本法と教育再生三法の全面見直しを求める意見もある。

いずれにせよ、中教審がほぼ 1 か月という短期間でまとめた答申を基に立案され、混乱の中での委員会採決により立法化された法律に基づいて今後の教育行政が円滑に行われていくためには、それなりの配慮が不可欠である。「一般行政からの文化的独立性」<sup>7</sup>（兼子仁都立大教授）が求められる文部科学行政において、教育の位置付けを喪失させることにならないような十分な配慮が、今後の運用上不可欠と言わざるを得ない。

教育再生三法案の採決の際、衆議院では 11 項目、参議院では 22 項目から成る附帯決議（衆参とも自民・公明提出）が付されている。その中で更新制に関するものは、衆議院の 7、8、9 項目、参議院の 11～18 項目であって、いずれも政府及び関係者に、具体的な運用面での特段の配慮を求めている。更新講習の円滑な実施のためにも、文科省は、少なくとも、これら附帯決議の内容を取り入れるとともに、教育現場をはじめとした関係者の意見を謙虚に受け止めながら、大方の納得が得られるような運用方針を定めることが望まれる。

#### 4．顕在化してきた諸影響

##### （1）学生の教職離れ

ここ数年、団塊世代の大量退職により、少子化に伴う児童・生徒数の減少にもかかわらず、教員採用試験は大都市圏を中心に広き門になっており、各地の教育委員会は受験生の獲得に躍起になっている。競争倍率を全国の小学校平均でみると、2000 年 12.5 倍に対し 2006 年 4.2 倍（東京都では 2.9 倍）である<sup>8</sup>。

これとは裏腹に、今春の大学入試では教員養成学部の人気低迷が目立った。原因としては、景気回復による受験生の資格志向の弱まりや更新制導入による教員免許の魅力低下などが挙げられている。教育学部内でも、教員を目指さないゼロ免課程の人気が高く、教職離れが進んでいる。また大学においては、学生が将来に不安を抱いて教職課程を選

折しない傾向や、選択していても途中で履修を投げ出す傾向が増えているという。

民間への就職状況が売手市場へと様変わりし、大学卒業者数も減少していく中、今後教員のなり手が少なくなり、教員自体の質も低下するのではないかと懸念している。

## (2) 現職教員間に広がる動揺

更新制が現職教員にも適用されることで、教員間にも動揺が走っている。特にベテランの中老年教員にその傾向がある。更新制導入前にも、年配の教員は60歳の定年を待たずに退職する例が多いが、今後その傾向が一層助長するのではと懸念される。個人差もあろうが、加齢とともに、体力や記憶力が衰えてくるのが当然であり、これらの弱点を長年培った経験と判断力で補っているのが実情ではなかろうか。こうしたベテラン教員に若い先生と同内容の研修を受けさせ、修了認定試験を課すことは、慎重に検討する必要がある。改正法施行後の教員免許の有効期間は10年であり、定年まで10年を切っている50歳以上の現職教員には、キャリアを考慮した講習内容が求められる。退職後も継続勤務(最長で65歳まで)を望む55歳以上の者に限り、退職直前に講習を受けてもらうという運用が望ましい。

なお、更新講習の受講を選ばずに早期退職を望む年配の現職教員に対し、そのことをもって不利益な扱いをすることなく、各自の修了確認期限までは通常勤務を保証するべきは当然である。

## (3) 受け入れる大学側の困惑

大学の教職課程担当教員は、国立大学法人への運営費交付金の1%減額、教職大学院設置への手当てなどで、減少する一方である。これに土日や夏季休業中の更新講習が加われば、教職担当教員には更なる負担となる。その結果、教員養成課程の弱体化や教職担当者の研究的力量の低下を招くことになる。それを防ぐため、大学での更新講習の実施に当たっては、教員養成系大学自体の組織見直しと抱き合わせで取り組む必要がある。大学側の受入体制について、鳴門教育大学の佐竹勝利教授は、参議院文教科学委員会の公聴会で「徳島県の先生方は鳴門教育大学でということとなると思いますけれども、その場合人数がどのくらいかというのをちょっと計算しておりませんが、ちょっと大変だろうなというふうに思います。」<sup>9</sup>と懸念を表明している。

## 5. 運用面での適正化

以上見てきたように、教員免許更新制には、様々な問題点がある。しかし、先に述べたように、本制度を新設した教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案は、既に可決・成立しており、更新制については、平成21年4月1日からの施行を待つばかりとなっている。「衆参ねじれ現象」の下では、施行日までにこの流れが変わることは、まずないであろう。

となれば、教員免許更新制を有効に機能させていくための鍵は、今後の運用そのものに係っている。つまり、どのような運用を進めれば効果的か、という点に課題は移っている。

現在、中教審初等中等教育分科会の教員養成部会において、更新制の具体的な運用方法が議論されている。文科省の予定では、平成 19 年中をめどに中教審から方向性を示してもらい、平成 20 年初頭にパブリックコメントを募集したうえ、平成 19 年度中の省令改正を目標にしている。

肝心の運用の中味については、法案成立後の国会において、与野党ともに余り取り上げず、議論されていない。制度が法制化された今、教員免許更新制の実務をどう教員資質の改善に結び付けるかが、まさに問われている。更新制という仏に魂を吹き込むためにも、朝野を挙げての広範な議論を望むものである。

## 6. 円滑な実施に向けての具体案

### (1) 現職の講習受講者は、採用後の年数(8年、18年、28年)で指定

現職教員中の初回の講習受講者は、平成 23 年 3 月 31 日において、それぞれ満 35 歳、45 歳、55 歳である旧免許所持者としている。しかし、現在の教員採用試験制度においては、現職教員の採用年齢がまちまちである。大学卒業後 22 歳で直ちに採用される人もいれば、民間企業等から転身を図り 30 代 40 代になって採用される人もいる。教員不足に対応するべく 60 歳まで採用年齢を引き上げた自治体もあり、33 歳や 43 歳はもちろん、53 歳で採用されるケースも生じうるのである。現在公表されている運用基準によれば、これらの人たちが過去 10 年以前に教員免許を取得していた場合には、教員採用試験に合格し、採用されて教員になった途端に更新講習を受けなければならなくなる。これでは、更新制の導入目的を、社会環境の変化や知識・技術の進歩への対応、つまり「最新知識へのリニューアル」とした趣旨に反するであろう。

また、初回の講習で 56 歳以上の現職教員は講習を免れるとすると、昭和 53 年 3 月末に大学を卒業し同年 4 月に教員採用された者のうち、現役で大学入学した者は受講を義務化され、浪人その他の理由で大学入学が遅れた者は受けなくてすむことになる。

こうした不整合を避けるためにも、また、現行の 10 年経験者研修との時期の調整等の意味からも、たとえ事務手続が煩瑣になるとしても、現職教員に対しては、改正法施行後の教員免許の有効期間が 10 年間であることにかんがみ、免許を取得し採用された後の年数に応じて割り振るなどの弾力的な対応が必要ではないか。

### (2) 修了認定グレードの見直し

修了認定は、筆記試験のほか実技試験を行い、レポートのみは不可となっている。評価は S(90~100 点)・A(80 点台)・B(70 点台)・C(60 点台)・F(60 点未満)の 5 段階とし、F は不合格である。なお、評価は給与などには反映されないとしている。

一部マスコミ報道では、この紹介記事に、「先生 60 点未満 落第」<sup>10</sup>なるセンセーショナルな見出しを付けているが、こうした教員いじめの風潮は、きわめて嘆かわしいと感ずる。

まず、教員免許の更新を目的とする講習なのだから、修了認定は、合格・不合格のみを評定すれば足りるのではないか。児童・生徒たちから「先生」と呼ばれている「大人」に対し、30 時間(5 日間)程度の講習結果を点数で細かく評定することは問題が多い。せめて、教育委員会

への報告については、合否のみにするなどの対応が必要である。

評価は給与などには反映されないとしているながら、合格者をS・A・B・Cで分断するのでは、更新講習に名を借りた新たな人事評価制度の導入と受け取られる可能性もある。また、受講先の大学等により採点基準がまちまちとなることも予想されるため、あえて4分割する実効性に乏しい。グレード分けする合理的な理由が説明される必要がある。

### (3) 不合格者への適切な対応

不合格者は2年以内に再講習を受け、合格しないと免許が失効するとされている。一見すると再チャレンジの機会を与えた温情あふれる措置とも取れるが、失敗後の不合格者自身の勤務校での立場及び学校現場での周囲の対応の面で懸念が生ずる。

講習のため5日間も学校を離れるのであるから、当該教員が更新講習を受けたこと及び不合格になったことは、教職員間では周知の事実となってしまう。児童・生徒や保護者にさえ情報が漏れることもあろう。そんな針のむしろのごとき環境で、次の再チャレンジの機会までくじけずに登校し続けるには、かなりの精神力を要するのではないか。

職員室でも肩身の狭い思いをしたうえ、仮にも、文科大臣が答弁しているように、「更新してだめで、そして何度も何度も受けている間はやはり教壇には立てない」<sup>11</sup>ようなことになれば、以後生徒を教え導くことなどできなくなってしまうおそれがある。情報管理の徹底や校務面での配慮などの、時宜を得た適切な対応が求められよう。

### (4) 免除対象者は受講禁止

中教審の教員養成部会は、更新講習の受講対象者として、現職教員のほかに、校長、副校長、教頭は、希望すれば受講の対象になるとしている。しかし、一方では、教員を指導する立場にある者、すなわち校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭は、「十分な知識技能を備えている者が任用されている」として、教育委員会の指導主事などとともに、免除対象者としている。

教員免許更新制という全教員の身分にかかわるきわめて「公的なシステム」の中で、原則上は管理職の更新講習を免除しながら、本人が希望すれば受講することもできるとの例外を認めることは、理解できない。

更新講習とは、教員個々人の私的な意向で受けたり受けなかったりできる性質のものとは思われない。管理職には管理職としての職務に専念してもらう必要がある。また、たとえ長期休業期間中といえども、管理職が30時間つまり約1週間も続けて職場を離れては、学校現場は支障を来すであろう。また、日常業務に忙しい学校管理職(特に副校長、教頭)にとり、自ら志願して更新講習を受講するような時間的余裕はないものと推察される。

よって、校長、副校長等は更新講習の対象外とすることで統一したらどうだろうか。

### (5) 受講時期・講習時間数についての慎重な検討

更新講習を受講すべき期間は、教員の多忙な状況を踏まえて2年間となっている。長期休業期間中に受講することが中心になると想定した場合、それぞれ2回ずつ春・夏・冬休みがあ

れば、忙しい教員であっても受講機会が得られるとしている。

実際には、受入先である大学側の都合もあり、夏休み期間中の講習が大半になると思われるが、近年、大学キャンパス内にも冷房が整備されたことに伴い、少なからぬ大学が7月一杯授業を行っている。冷房の整備は小中学校においても同様で、学力向上への取組から夏休みを短縮し、8月の最終週にはもう二学期が始まっているところも多い。

こうした双方の事情、及びお盆休みの風習にかんがみると、講習期間として予想されるのは、必然的に8月中の2週間程度に限られてくる。さらに、大学の教員側からすれば、夏休みの貴重な研究期間が削られる結果になることから、更新講習の期間設定は、きわめてタイトにならざるをえない。

また、講習時間数を30時間(5日間)以上とし、あえて「含み」を持たせた理由を明らかにするとともに、超過する場合の具体例を例示しておく必要がある。

#### (6) 各種研修、教員養成課程での実績の活用

更新時の講習をできるだけ意義あるものにし、教員にもむしろ有益だったと受け止められる機会にするためには、現在行われている各種研修や教員養成課程での教育・研修実績などを十分踏まえて制度を運用していかなければならない。その一例として英会話研修をあげてみたい。最近、全国レベルで統一的行われた英語研修として、公立中・高の英語教員約6万人を対象とした「英語教員の資質向上のための研修」がある。この研修は、文科省が平成15年春に策定した「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」に基づき、全国の英語教員に「英検準1級、TOEFL550点、TOEIC730点」程度の会話能力を付与するために行われた。実施期間は、平成15年度から平成19年度までの5年間である<sup>12</sup>。実施主体は都道府県教育委員会であり、費用は全額公費負担(国と自治体で折半)であった。東京都を例にとれば、講習時間は更新講習と同じ30時間であり、夏季又は冬季休業期間中の月曜日から金曜日まで、1日6時間、5日間連続で外人講師により行われた。勤務形態は、公務出張扱いとされた。試験こそ行われなかったものの、研修終了時には担当講師から各受講者に、発音、イントネーション、スピーチ、リスニングなどの分野ごとに、Not too good、Fair、Good、Very Goodの4段階で評定した成績表が配られている。

本研修は、この冬季休業中に実施が予定されているものを除けば、現時点でほぼ終了している。さて、肝心の研修効果であるが、文科省国際教育課によれば「当初の目標からは遠い」とのことである。同課が平成18年12月に公立校の英語教員の英語力を初めて調べたところ<sup>13</sup>、全英語教員のうち英検準1級レベル以上の資格を取得した割合は、中学で24.8%、高校で48.4%という結果となった(井上貞明・元東京情報大学教授によると、英検準1級の資格取得者に限れば、中学教師で1割、高校教師で2割の由<sup>14</sup>)。教師の目標達成率も低水準で、これまでに外部試験を受験した人でも、英検準1級以上(TOEFL等を含む)の合格率は中学40.2%、高校で74.2%にとどまっている。単年度当たり約2億7千4百万円もの予算を組み<sup>15</sup>、5年間にわたって全国の公立中高英語教員に英会話研修を行っても、1週間程度の付け焼き刃の講習では、当初期待された



ような研修効果は上がっていないということではないだろうか。

このように「当初の目標からは遠い」と文科省に言わしめてしまうようでは、更新時の講習としては不適切であるので、学校教育の現状、教員の現状と求められる能力などから、どういう研修カリキュラムを組むべきか、どういう評価方法がよいかなどを十分に検証してほしい。

法案審査の際に文科大臣は、「法律をお認めいただければ、中教審の御意見も聴くということもありましょうし、当然パブリックコメントを出さないといけません。国会の議決を経ない部分については。国会は最大のパブリックコメントの場所ですから、法律についてはパブリックコメントを要請しているということをごさいますけれども、国会にかけないその下部のいろいろなものについてはパブリックコメントの要請もあります。ですから、広く意見を結果的に聴くということになると思います。」<sup>16</sup>(傍線部筆者)と答弁している。文科省はこの姿勢を今後も是非貫いてほしい。

また、本制度が不適格教員の排除を目的とするものではないことを広く国民一般に理解してもらうためにも、免許の更新制が教員の力量アップにつながっていくことを実績として示すとともに、国民の目には安易に免許取得できてしまうと映っている、大学教職課程の内容面での充実・強化、教員採用制度の改善に努める必要があることは言うまでもない。

教員免許更新制が、「未来からの留学生」である子どもたちに適切な教育を保証し続けるための公平で有効なものになるよう、この制度の行く末を見守っていきたい。

---

<sup>1</sup> 市川昭午「教育職員免許法等の改正」『教職研修』420号(平19.8)62頁

<sup>2</sup> 佐久間亜紀「教育職員免許法改正は現場をどう変えるか」『季刊教育法』154号(平19.9)12頁

<sup>3</sup> 渡邊あや「PISA好成绩を支えるシステムと進む教育改革」『フィンランドに学ぶ教育と学力』(明石書店) (平17.8)24頁

<sup>4</sup> 第166回国会参議院文教科学委員会会議録第20号32、33頁(平19.6.19)

<sup>5</sup> 刑罰以外の領域で、政策上強い要求がある場合には、例外的に遡及が認められるとされている。伊藤正己・加藤一郎編『現代法学入門〔第4版〕』(有斐閣)(平17.3)56頁

<sup>6</sup> 『東京新聞』(平19.8.1)

<sup>7</sup> 兼子仁『教育法〔新版〕』法律学全集16- (有斐閣)(昭53.7)346頁

<sup>8</sup> 『平成18年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について』(文部科学省初等中等教育局教職員課)  
『平成19年度東京都公立学校教員採用候補者選考の実施状況』(東京都教育庁総務部教育情報課)

<sup>9</sup> 第166回国会参議院文教科学委員会公聴会会議録第1号12頁(平19.6.15)

<sup>10</sup> 『産経新聞』(平19.10.4)

<sup>11</sup> 第166回国会衆議院教育再生に関する特別委員会会議録第4号29頁(平19.4.25)

<sup>12</sup> 第156回国会参議院文教科学委員会会議録第4号8頁(平15.3.26)

<sup>13</sup> 『英語教育改善実施状況調査(平成18年度)』(文部科学省初等中等教育局国際教育課)

<sup>14</sup> 井上貞明「英語教師は実践的英語力の習得を」『産経新聞』(平19.2.25)

<sup>15</sup> 『平成15年度予算(案)主要事項説明資料』(文部科学省初等中等教育局)  
なお、2年目以降の予算額は、毎年少しずつ遞減している。

<sup>16</sup> 第166回国会参議院文教科学委員会会議録第15号34頁(平19.5.29)